

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業についての説明会（甲賀地区）

開 催 概 要

日 時：2026 年 7 月 17 日（金） 19:00～21:30

場 所：甲賀市立かふか生涯学習館（甲賀公民館）

来場者：約 90 名

進 行：	・開 会・事務者挨拶	19：00
	・事業者説明	19：05～20:00
	・質疑応答	20:00～21:00
	・質問受付（後日解答）	21:00～21:30
	・閉 会	21：30

議事概要：約 1 時間の事業者からの説明の後、約 1 時間の質疑・応答時間を設けましたが、ご意見・ご質問をお待ちの方が多数残っておられたことから、その後はご質問のみを受け付け、後日回答するかたちとさせていただきました。会場で回答した内容も含め、頂いたご意見・ご質問の概要とそれに対する事業者の回答を**別表**にとりまとめました。また、当日いただいたご質問のうち、地形・地質についての補足説明資料を**別紙**にとりまとめました。

令和8年7月17日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
1. 災害への対応 国立研究開発法人防災科学技術研究所から地すべり地形分布図デジタルアーカイブというマップが発表されており、計画地の中に地すべり地形(移動体)が複数ありますが、ご存じでしょうか。	計画地の中に地すべり地形については把握しており、方法書にも掲載しています。また、それを踏まえたうえで地質調査において現地踏査を行い、県道からの進入路付近では側溝や石積みにずれがあり、地すべりを認識していますが、それ以外の地すべり地形は現状ではある程度安定していると判断しています。県道からの進入路付近では、地すべり箇所を避けて進入路入口を配置するなど、地すべりの悪化防止策を検討しています。
それ以外の地すべり地形について、過去の地すべりに由来する移動体であっても、基本的に固定しない限り動くものではないでしょうか。遮水シートのない安定型処分場と地すべり地形は相性が悪いと考えますが、固定をする必要はないというご判断でしょうか。地すべり移動体について、実際に現在動いているのか、また盛土を行うことでどの程度動く可能性があるのかなどの調査結果をアセスに加えるべきではないでしょうか。	地すべり後の堆積土は軟弱であり、盛土により沈下や地すべりのおそれがあることは、ご指摘の通りです。そのため、地すべり堆積土砂の撤去や改良など移動体を止めるための設計方法を検討しています。また、盛土時に必要な強度を確保するため、土堰堤のセメント改良や安定勾配による盛土とするなど、降雨時や地震に対しても安定を保てる構造となるよう国の安全率を踏まえた計画設計を進めています。なお、本計画で検討している浸透水集排水施設については、盛土内部の雨水を速やかに排水することで、盛土の安定性を高める効果が期待できます。検討結果については、準備書でお示しする予定です。
最終処分場の候補地選定の考え方として、活断層から1kmの範囲を避けることや、滑落地形はできるだけ避けることがあります。今回の計画地については、断層は800m以内にあり、滑落地形もあります。これについて、どのようにお考えでしょうか。	最終処分場の候補地選定においては、活断層からの距離や地すべり地形について、考慮すべき事項とされていることは事実です。一方で、「活断層から1km以内を避けること」を規定する法令上の基準等はなく、対策により安全性を担保することとされています。本事業では、法令及び技術基準に基づき、活断層の位置や地形・地質条件、斜面の安定性等について検討し、その結果を踏まえて施設の安全性を評価しています。 なお、計画地から約850～1000m(資料により異なる)の位置に「頓宮断層」(長さ約31km)が位置します。参考事例として、資源エネルギー庁が放射性廃棄物の地層処分に相応しい地域を整理した「化学的特性マップ」では、「断層長さの100分の1程度(断層の両側合計)の範囲を、断層活動に伴う影響を考慮すべき範囲」としており、この考え方に基づく範囲は断層の両側合計で約310m程度となります。
信楽で50年経過している盛土の造成地が崩れたとの報道がありました。これについてどのようにお考えでしょうか。50年後に同様のことが発生した場合、どうなるのでしょうか。	信楽町で発生した土砂崩れについては、現時点では原因が公表されておらず、本事業との単純な比較はできません。ご指摘のとおり、盛土や斜面については長期間経過した後に変状が生じる可能性があり、50年後に問題が発生しないと断言することはできません。しかし、本事業では、その可能性をできる限り小さくするため、法令や技術基準に基づいて、滋賀県と協議しながら計画を進めています。 万一、そのような事態が発生した場合には、当社として原因究明や安全確保、必要な復旧に責任を持って対応する考えです。
豪雨時の下流への影響について、50年確率の想定では不十分と考えます。近年の異常気象を踏まえると、調整池は100年確率規模にも対応できる設計とすべきではないでしょうか。	調整池容量については、現在は下流河川のネックとなる位置やその流下能力について県と協議しながら検討しており、方法書策定時より調整池の容量が増えることになりそうです。 調整池については、森林を伐採することにより失われる保水力を補うために一時的に雨水を貯留することを目的とし、50年確率雨量を想定して設計しています。更に、本計画では廃棄物の埋立層にも一時的に雨水を貯留し、浸透水集排水施設を通じてゆっくりと下流に排水することで、調整池と同様の機能を果たすことが期待されます。
計画面積は滋賀県内の既存処分場と比べても非常に大規模であり、土砂崩れや水害が起きた場合、甚大な被害につながるおそれがあると考えます。	斜面の崩落などの事故が起きないよう、現在、地質調査を行ったうえで、急勾配にならない安定した形状となるよう設計を進めています。地震時や降雨時も含めて安全性を確認する計算は、滋賀県の基準に基づいて行っており、その基準を満たすよう設計します。

令和8年7月17日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
2. 事業計画・必要性・地元同意について	
安定型の廃棄物は、大阪湾フェニックスに埋立てるのが最もよいと思いますが、土山に埋立処分場を建設するのは儲かるからなのでしょうか。	大阪湾フェニックスは重要な広域処分場であり、近畿圏で発生する産業廃棄物の最終処分量の約5割を受け入れており、受入区域（2府4県の大阪湾流域地域）や埋立容量に制約があります。また、大規模災害時のためにも一定の余力を残す必要があります。そのため、安定型産業廃棄物をすべてフェニックスで埋立処分すれば民間処分場が不要になる、というものではないと考えています。
米への風評被害や下流域への影響を懸念しています。以前の説明会では、滋賀県内の廃棄物は1割程度で他県からの廃棄物が大半を占めるという説明でしたが、今回の説明会では、そのことについて触れられていません。なぜ他県の廃棄物を受け入れなければならないのでしょうか。	例として、ジェネスが保有する最終処分場の実績を示しており、近江バラスが計画する施設で同じ傾向になるかは未定です。ジェネスの処分場では、クリーンセンター滋賀が多くの県内廃棄物を受け入れていたこともあり、京都の自社中間処理施設のほか、愛知県や関東からも受け入れており、実績としては約9割が県外からの受入れでした。ただし、搬入元の中間処理業者の所在地に基づいて集計していますので、中間処理業者が少ない滋賀県では県外で中間処理している量が多く、排出源としての県内割合は高くなります。クリーンセンター滋賀の受入終了（令和5年）に伴い、県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が大幅に減少している状況から、将来的には、県内廃棄物の受け入れ量は多くなると考えています。
この地域はクリーンセンター滋賀などの産廃処理場を既に受け入れており、さらに同様の計画を受け入れるのは負担が大きいです。住民が知らない間に計画や用地買収が進んだことに不信感があります。	産業廃棄物最終処分場の性質上、立地する地域の皆様にご心配をおかけすることは避けられず、皆様のご同意を得ることは極めて難しいと考えております。一方で、多量に発生する建築系の安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類）を適切に最終処分することも重要です。本施設の整備により、再資源化の難しい産業廃棄物の受け皿を確保するとともに、産業廃棄物の処理コストを抑えることで社会全体の経済負担の軽減に寄与し、不法投棄を減らし環境を守るために必要な施設と考えております。
地元の土山町では、区長をはじめ、反対署名活動が起こっています。現在、約2000筆と聞いており、まだ増えていくと思います。これを企業としてどのようにお考えでしょうか。	関係する法令に準拠するのはもちろん、更に次のとおり対応することにより、周辺環境への影響を可能な限り低減させ、安全な施設運営に努めてまいります。 ・搬入されるすべての廃棄物に対し展開検査を実施し、安定型産業廃棄物以外の混入を防止します。 ・浸透水採水桝において、浸透水のpH及び電気伝導率（EC）を常時監視し、浸透水の水質に異常がないことを確認します。 ・仮に浸透水の水質に異常が認められた場合には、仮設の浸透水处理設備を設置し、ポンプで汲み上げた浸透水を処理した後、次郎九郎川に放流します。
事業地から最も近い水道水源は岩室にあります。岩室水源から分水されている各地区の区長の了承を得たうえで、この計画を進めていただきたい。	
3. 受入検査について	
石綿含有産業廃棄物は梱包した状態で搬入されるため、処分場で展開検査できず、受入禁止物が混入する可能性があります。梱包した廃棄物の検査はどのように行うのでしょうか。	石綿含有産業廃棄物の梱包を解いての展開検査について検討いたしました。が、石綿の飛散やそれによる埋立作業員の健康への懸念から、滋賀県の指導もあり、従来通りの袋に入ったまま蓋を開けての検査しかできないとの結論に至りました。この手法は、環境省が定めた「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」に記載された方法になります。また、梱包したままでも検査の精度を上げる工夫として、サーモグラフィカメラ、臭気計、高感度携帯型金属探知機といった検知器を併用した検査も検討しております。
15トン車が1日当たり16台入ってくるとのことですが、全ての車両の廃棄物の検査をする場所はあるのでしょうか。	全車両の全量の廃棄物を、事業地内の展開検査場に敷き均して検査を行います。計画施設と同程度の廃棄物を受け入れているジェネスが所有する最終処分場においても、問題なくオペレーションを行っています。
説明資料（P17）において、安定型処分場の廃棄物の有害性は「小」とありますが、それはゼロではないと理解しています。受入れ時の検査が甘くなれば、廃棄物の有害性が増すのではないのでしょうか。	水質の基準超過を防ぐため、埋立事業中は受入検査や搬入元の確認を行い、浸透水と上下流の地下水の監視を徹底します。また、将来、下流河川で問題が生じた際に本事業との因果関係を把握することを想定し、環境影響評価において、現況把握の調査を実施します。
説明資料（P33）では、有害物質がいろいろ書いてあります。受入時にこちらの物質を調査され、汚染がないことを確認してから受け入れるということでしょうか。	説明資料は、環境影響評価の現況把握のための調査計画を示しており、受入廃棄物すべてを同項目で検査するものではありません。埋立中は浸透水や地下水を監視し、影響が出ていないことを確認します。

令和8年7月17日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
4. 水質モニタリング・監視体制について 廃プラスチックを受け入れるということですが、周辺の地下水や下流の川のナノプラスチックによる汚染が心配です。完成後はマイクロプラスチックやダイオキシンの検査はどのぐらいの頻度で実施されるのでしょうか。	廃プラスチック類を埋立処分することによって、マイクロプラスチックの発生源となる可能性はありますが、発生量は多くないと考えております。また、適正な最終処分場の整備は、廃プラスチック類の不法投棄を減らすことにつながり、環境中のマイクロプラスチックの発生量の低減にも貢献するものと考えております。河川におけるマイクロプラスチックについては、国内で濃度を規制する基準類は整備されておらず、管理目標の設定が困難であると考えています。ダイオキシンについては、ダイオキシン類は主として焼却灰等に含まれる物質であり、これらは安定型最終処分場の受入対象ではありません。そのため、適正な受け入れ管理を実施することで、安定型最終処分場が下流河川のダイオキシン類汚染の原因となることは一般的には想定されません。以上を踏まえ、現時点ではこれらの項目をモニタリング対象とすることは想定していませんが、将来の基準制定の可能性や下流河川で問題が生じた際に本事業との因果関係を説明することを想定し、環境影響評価において、現況把握の調査を実施します。
浸透水や地下水を監視することは大事だと思いますが、検査で見つかったときにはすでに汚染された後ということになります。	現在検討中の埋立事業中のモニタリング計画は以下の通りであり、埋立廃棄物による影響が即座に出やすい浸透水の検査頻度を高く計画しています。 【浸透水】 ・調査地点：浸透水採水樹 ・調査項目及び調査回数：pH・電気伝導率(EC)は常時観測、BOD・COD・水温は月1回、地下水等検査項目は年1回 【地下水】 ・調査地点：埋立地の土上流と下流に設置した地下水観測井戸 ・調査項目及び調査回数：地下水等検査項目及び水位は年1回、ふっ素・ほう素は隔年1回 定期的な浸透水のモニタリングにより汚染の兆候が確認された時点で、必要に応じて追加の調査を実施して原因を推測するとともに、必要な対策を検討する予定です。
PFAS(PFOS及びPFOA)の国内指針値は、国際的には緩い水準と考えます。本計画ではPFASの数値をどのように調査・公表するのか伺いたい。	ご心配のご意見や滋賀県知事や甲賀市長のご意見を踏まえ、3段階(①廃棄物の持ち込み段階、②浸透水のチェック段階、③万一、水質異常が発生した段階)での環境保全対策の強化を図り、下流河川の水質汚濁を防ぐ体制を整えることを検討しています。
PFASの国内基準は緩く、将来は厳格化される可能性があります。現時点の甘い基準や認識で計画を進めることに強い懸念があります。	①展開検査員の資格取得を奨励し、展開検査では目視に加え携帯機器を併用する。 ②浸透水のモニタリングでは、pH及びEC(電気伝導率)の常時監視を行う。 ③浸透水の水質に異常が発生した場合への対応として、調整池脇に仮設の水処理設備を設置することができるスペースを確保する。
地下水の現況調査について、日本の基準は国外の基準と比べ甘いと思います。どちらの基準で判断するのでしょうか。検査項目を限りなくゼロに近づける姿勢を示すぐらいの覚悟を持ってほしい。	PFOS・PFOAは水道水の法令基準が先行して整備されていますが、河川の環境基準や処分場からの排水基準は現在環境省が検討中です。その他の基準値が定まっていないPFAS類についても、検討する必要性は認識しています。そのため現時点では具体的な排水対策を決められない部分がありますが、本事業は長期にわたるため、将来の法令変更には対応していく前提で考えています。今後の判断に備えて、次郎九郎川の現状はPFASを含めて把握し、必要になれば追加的な水処理ができるよう計画上の余地を確保します。
栗東市の旧RD処分場(滋賀県による特定支障除去等事業完了)の地下水から、水道水質基準を大幅に超えるPFASが検出されました。旧RD処分場は、今回計画されているものと同じ安定型処分場でした。同様の汚染が発生する可能性と、発生させないための対策、万が一発生した場合の対策についてお聞きしたい。	
民間企業は法令基準を満たすだけでなく、より高い基準で汚染防止に努めるべきです。	
前回の説明会では、「田村川で冷やしたスイカを食べられるのか、自分の子どもに食べさせられるのか」という質問に明確な回答がありませんでした。操業後に水質への影響が生じる可能性を踏まえ、事業者として、明確に教えてください。	事業者として、問題なく食べられると考えています。埋立開始後も、浸透水や流出水に水質上の問題が生じないよう、受入検査や監視を行い、問題のおそれがある場合には必要な対策を講じることを前提として安全を確保していきます。
5. その他の環境要素について 次郎九郎川の上流側にあるクリーンセンター滋賀では、硫化水素が発生し、広域に悪臭が漂ったことが2回ほどありました。そうした場合の対応について、どのようにされるのか伺いたい。	クリーンセンター滋賀は管理型の処分場であり、受入れ廃棄物の種類が異なります。有機物等の反応により臭気が生じたと考えます。本計画では、安定型廃棄物に限定し、悪臭の原因となる廃棄物を搬入させないことを徹底することにより、同様の悪臭被害を防ぎます。また、環境影響評価で臭気の予測を行います。

令和8年7月17日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
6. 補償・事業者の責任について	
会社がなくなれば責任が果たされないおそれがあるため、長期的な補償や基準値の明示が必要だと思います。基準値を超過した場合に備え、事業者として100億円規模の預託金を用意するなど、確実な補償体制を講じる考えはあるのでしょうか。	万一、計画事業が原因で周辺への環境汚染が生じ、是正工事等が必要となった場合や被害に対して補償が必要となった場合には、原因者である弊社が第一義的な責任を負い、責任をもって対処いたします。 是正工事や補償については、最終処分場維持管理積立金の切り崩しや自社財産の充当に加え、賠償責任保険等を活用します。また、国と産業廃棄物処理業者が参加する基金による財政支援制度が設けられています。
子どもや孫の世代まで水への影響がないと言えるのが心配です。影響が出た場合の補償を約束したうえで計画するのか明確にしてください。	仮に、弊社が事業を継続できなくなった場合でも、最終処分場の維持管理や原状回復に関する責任が消えることはありません。この場合には、事前に確保されている維持管理・原状回復のための資金や、行政の監督の下で、必要な管理が引き継がれる仕組みとなっています。
事故時の費用負担や補償を明確にすべきと考えます。	
想定外を十分考慮しておらず、事業者の考え方や運営姿勢に強い懸念があります。	
埋立終了後の維持管理が最短で2年間とのことですが、将来的な影響が心配です。長期的な管理や、住民が納得できるルールが示されない限り、計画には反対します。	埋立が終了した後は維持管理を継続し、地下水や浸透水の水質、ガスの発生状況、埋立地内部の温度などについて継続的に確認を行います。そして、これらが法令で定められた廃止基準を満たし、かつ廃棄物が安定化し測定値が降下傾向を示し、生活環境保全上の支障がないことについて行政の確認を受けて初めて処分場を廃止することができます。 本事業についても、法令に基づく維持管理及び行政による確認手続きを経て、安全性が確認された上で廃止することになります。
甲賀町の水道水は、事業地下流の岩室地先で取水した水を使っています。水質の基準値には満たないものの有害物質が発生した場合の対応として、次郎九郎川の合流地点よりも上流に取水口を移設することを検討していただきたい。	ご意見として承りますが、取水口の新設については、当社で対応できる内容では無いと考えます。
この説明会での意見、要望を計画に取り入れていただきたい。	ご要望を踏まえて、実施可能と判断したものについては積極的に採用し、事業計画に反映いたします。検討内容は準備書に掲載するとともに、準備書の説明会でご説明します。
7. 説明会の開催について	
この説明会は、下流域でもっと細かく実施してください。	下流域での説明会開催要望は認識しており、9～10月に守山市、野洲市、栗東市、湖南市、甲賀市で開催を計画しています。日程は調整中で、開催案内はホームページでお知らせします。
守山市でも説明会を実施していただきたい。	
事業地周辺に住んでいる外国人にもわかりやすく説明したほうがよいのではないのでしょうか。	多言語による説明は難しく、現時点では、外国人の方を対象とした説明会の予定はありません。
8. 説明会・説明資料の内容について	
環境影響評価書の公開は、どのようにされるのでしょうか。	当社ホームページで、継続して公開する予定です。なお、方法書についても当社ホームページで公開しており、ダウンロードも可能です。
事業開始後の水質検査について、どのような方法で公表されるのでしょうか。	事業開始後の水質検査や地下水検査については、事業を監督する滋賀県や甲賀市等の関係者に定期的に報告します。また、透明性を確保するため、当社ホームページで公表する計画です。
今回の説明会で「検討する」と言われた内容について、回答期限を明確にしてください。	現時点で回答可能な内容については、本資料に記載しています。 今後、更なる検討が必要な内容については、準備書に掲載するとともに、準備書の説明会でご説明します。
質問への回答をホームページで行うだけでなく、近江パラスの代表者が説明会の場で直接回答すべきです。	多数の参加者の皆様に直接ご説明することは困難と考えます。説明をご要望される方は、当社ホームページの問合せフォームまでご連絡いただければ、対応を検討いたします。
責任を持って説明するという姿勢が大事です。資料の冒頭に、説明項目ごとの説明者、企業名、職名、氏名を明記していただきたい。	今後は、説明会資料には説明者の企業名、職名、氏名を記載する形とします。

令和8年7月17日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
雨量や地すべりについて、過去や現在の想定だけで「大丈夫」とするのは不十分です。将来の異常気象や地すべりリスクを踏まえ、都合の悪い情報も方法書や説明資料に記載すべきではないでしょうか。	ご指摘の雨量や地すべりのリスクについては、方法書(P2-8、2-12～13、2-19)に記載しております。今回の説明会では、埋立廃棄物の性状などの事項を中心に抜粋しましたが、不足があったのであれば、その点を追加して説明すべきだったと考えています。
今回の意見や見解を示した議事録はいただけるのでしょうか。見解資料とともに、地すべりについては、具体的に記載した資料を作成し、希望者に配っていただきたい。	今回の議事録も資料を含めて作成し、これまでの説明会資料や議事録と同様に当社ホームページで公開したいと考えています。
説明資料(P33)において、水質の調査項目に基準値を掲載しないのはなぜでしょうか。	本日の資料は、調査計画を示したものです。調査結果の報告を行う準備書では、測定結果が基準値と比較してどうなのかがわかるようにお示しします。

■計画地の地形・地質について

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業についての説明会 補足資料
令和8年7月17日 甲賀市立かふか生涯学習館（甲賀公民館）2階 研修室

■活断層について



- ・対象事業実施区域の西側約850～1000m（資料により異なる）の位置に活断層（頓宮断層）が分布。
- ・平成16年9月8日に地震調査研究推進本部 地震調査委員会から公表された「頓宮断層の長期評価について」には以下の内容が記載。

- ✓ 甲賀郡水口町から三重県阿山郡伊賀町、上野市を経て名賀郡青山町に至る断層であり、その長さは約31km
- ✓ 平均的な活動間隔は約1万年以上
- ✓ 全体が1つの区間として活動すると推定され、マグネチュード7.3程度の地震が発生すると推定される。
- ✓ 今後の地震発生確率は下表である。

今後30年以内の地震発生確率	1%以下
今後50年以内の地震発生確率	2%以下
今後100年以内の地震発生確率	4%以下
今後300年以内の地震発生確率	10%以下

■計画地と活断層との関係について

活断層と最終処分場の立地制約について

- ・最終処分場の立地条件として、活断層からの距離を規定する法令上の基準等はない、対策工により安全性を担保することとされる。
- ・最終処分場の候補地選定においては、活断層からの距離や地すべり地形について、考慮すべき事項としてされている事例がある。

⇒法令及び技術基準に基づき、**活断層の位置や地形・地質条件、斜面の安定性等について検討し、その結果を踏まえて施設の安全性を評価。**

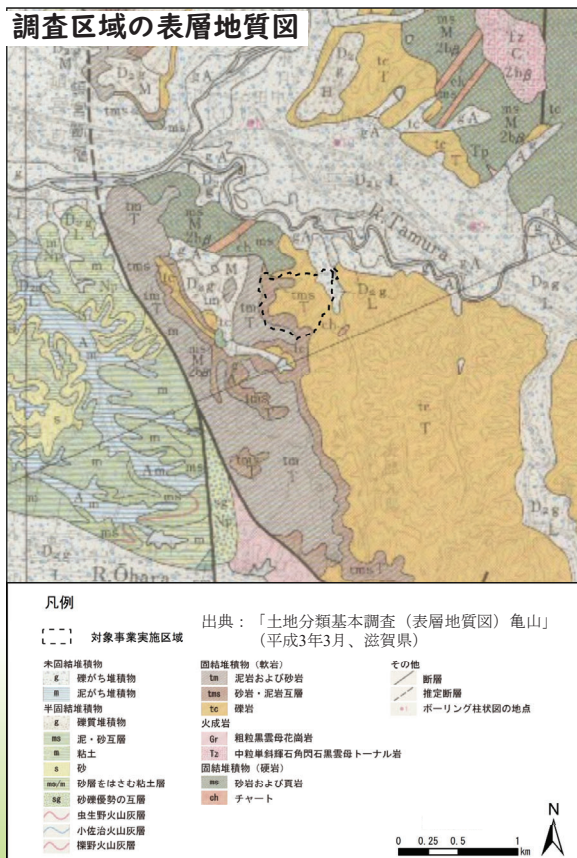
【参考】放射性廃棄物の地層処分に相応しい地域（資源エネルギー庁）との関係

- ・資源エネルギー庁が整理した「化学的特性マップ」では、断層長さの100分の1程度（断層の両側合計）の範囲を、断層活動に伴う影響を考慮すべき範囲と定義。

⇒頓宮断層（長さ約31km）について、上記定義で評価すると、**考慮すべき範囲は断層の両側合計で約310m程度となり、850～1000m離れた頓宮断層の規制すべき範囲には当たらない。**

■計画地の地質について

調査区域の表層地質図



- ・計画地は、沢の入口付近で、古生代野洲川層群青土層の粘板岩・チャートが分布し、これを被覆して新生代中新世の鮎川層群土山累層である唐土川礫岩層の礫が分布している。

- ・粘板岩・チャートは、一部を除いて風化の程度は弱く源岩の色を保っており、ハンマーで打撃にて金属音がするほど硬質である。

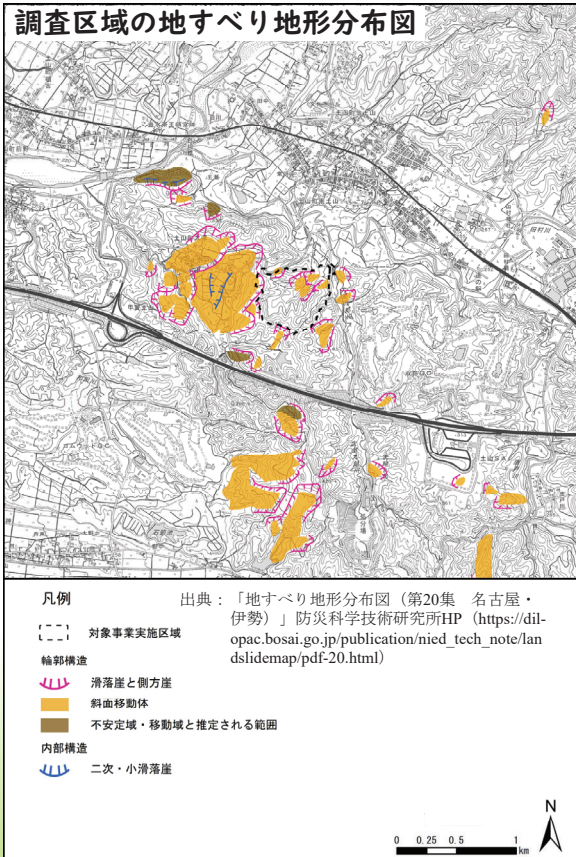
- ・調査地に広く分布している礫岩は、風化程度は弱く、比較的良好に締まり、ハンマーピックでようやく削れる程度である。

- ・調査地の地質構成は、表層より砂、粘性土、砂混じりシルト等からなる崖錐層が分布し、その下位には砂岩、礫岩、泥岩が互層上に分布している。

- ・崖錐層では砂質土でN値5～22、粘性土でN値0～14、礫質土でN値3～15、砂岩・礫岩・泥岩からなる軟岩はN値34～50を示す。

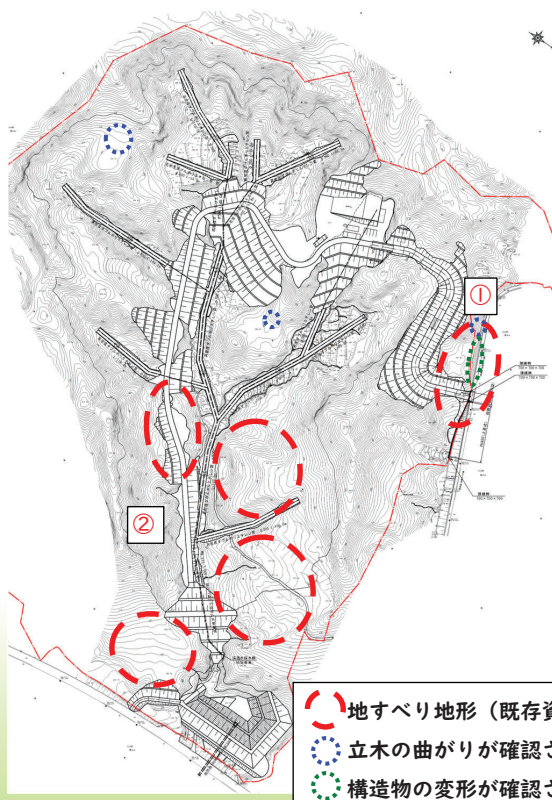
■計画地の地形について

調査区域の地すべり地形分布図



- ・地すべり地形は、鮎河層群の固結堆積物（軟岩）を中心に分布しており、特に「砂岩および泥岩」に区分される地質に大規模な地すべり地形が分布。
- ・対象事業実施区域において、地滑り地形である「滑落崖・側方崖」及び「斜面移動体」が分布。
- ・特に危険性が高い「不安定域・移動域と推定される範囲」は対象事業実施区域に分布しない。

■地滑り地形（斜面移行帯）における危険性と対策について



- ・既存資料調査により、地すべり地形の分布を把握。
- ・地すべり地形の状況を把握するため、地質調査において現地踏査を実施。

【結果①】

- ・地すべり地形①において、側溝や石積みの変形や立木の曲がりを確認。⇒地すべりの発生を確認
⇒ **進入路の接道位置は滑り箇所を避ける。**

【結果②】

- ・既存資料で地すべりの疑いのある地形として抽出された箇所では、立木の曲がりなどといった地すべり地を示唆する現象はいくつか認められたものの、いずれの箇所においても、地すべり地であることを裏付ける明確な兆候は確認されなかった。
- ・その他の地すべり地形は、現状では安定していると判断。
⇒ 必要に応じ、**地すべり堆積土砂の撤去や改良など移動体を止めるための設計方法を検討。**